

尾張旭市監査公表第14号

令和4年3月30日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、令和4年3月30日付け3会第49号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

会計課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 歳入事務電算処理業務において、予定価格書が見積徴収日後に作成されている。尾張旭市契約規則第26条の規定により、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第15条の規定に準じて予定価格を定める必要がある。</p> <p>2 歳入システム改修に伴う財務会計システム連携改修業務において、検査結果に関する事務手続が適切に行われておらず、検査の結果が契約者に通知されていない。尾張旭市契約規則第51条により、検査の結果は10日以内に契約者に通知する必要がある。</p>	<p>1 歳入事務電算処理業務における予定価格書の作成日については、あらかじめ作成するよう事務を改めます。</p> <p>2 委託業務における検査結果に関する事務手続について、検査結果を契約者に通知するよう事務を改めます。</p>